

主任介護支援専門員の資格をお持ちの方へ

- ・平成28年度から、主任介護支援専門員（以下「主任CM」と表記）の資格に更新制が導入され、資格の有効期間が5年間と設定されました。
- ・主任CM資格をお持ちの方は、平成28年度から実施される「主任CM更新研修」を受講しないとその資格を保持することができません。
- ・ただし、平成25年度以前に主任CM研修を修了した方には経過措置があります。
平成25年度以前に主任CM研修を受講された方で資格の更新を希望する方は、必ず経過措置において示された有効期間満了日までに主任CM更新研修を受講してください。
経過措置期間内に主任CM更新研修を受講できない場合は、主任CM資格は失効します。この場合、新たに主任CMの資格を取得するためには、再度「主任CM研修」を受講する必要があります。
- ・主任CM研修及び主任CM更新研修の受講には、一定の要件が必要です。
- ・主任CM更新研修を受講した場合、従来の更新研修を受講しなくても証の更新が可能となります。

1 経過措置における主任CMの有効期間満了日

主任CM研修の修了年度により、次のとおり定められています。

主任CM研修修了年度	現在の主任CM資格の有効期間満了日
平成18年度～平成23年度	平成31年3月31日（平成30年度）
平成24年度・平成25年度	平成32年3月31日（平成31年度）
平成26年度以降	主任CM研修修了日から5年後の修了日の前日

2 主任CM更新研修の概要

(1) 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図る。

(2) 内容

講義及び演習 全46時間

課目：「介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向」

「主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践」（事例演習等）

3 主任CM更新研修の受講要件（平成28年度）

別添のとおり

4 平成28年度主任CM更新研修の開催について

現在の予定は次のとおりです。詳細が決まり次第、北海道高齢者保健福祉課ホームページに掲載します。

- (1) 時期 : 平成29年1月～3月のうち7日間
- (2) 開催地及び開催回数 : 札幌市内で1回
- (3) 受講料 : 約5万円（テキスト代含む。）
- (4) 申込み開始時期 : 平成28年12月中旬頃（予定）
- (5) 受講対象者 : 平成18～23年度に主任CM研修を受講した者で、かつ、介護支援専門員証の有効期間が平成28～30年度に満了となる者のうち、証の有効期間内に当研修を修了できる者

5 その他

主任CMの資格管理については、次のページにおいて随時お知らせいたしますので、各自ご確認ください。

<http://www.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/Keamane.htm>（北海道介護支援専門員関連情報のページ）